

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【公表番号】特表2002-500590(P2002-500590A)

【公表日】平成14年1月8日(2002.1.8)

【出願番号】特願平11-500665

【国際特許分類第7版】

B 6 0 C 17/00

B 6 0 C 9/08

B 6 0 C 15/04

B 6 0 C 15/06

【F I】

B 6 0 C 17/00 B

B 6 0 C 9/08 M

B 6 0 C 15/04 C

B 6 0 C 15/06 N

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月8日(2005.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年4月8日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成11年特許願第500665号

2. 補正をする者

名称(氏名) ザ・グッドイヤー・タイヤ・アンド・ラバー・カンパニー

3. 代理人

住所 東京都港区赤坂1丁目9番20号

第16興和ビル8階

C378 氏名 弁理士 ~~(12378)~~ 宮崎 昭夫

電話 03-3585-1882



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙の通り補正する。



○ ○

請求の範囲

1. トレッド (12) と、ベルト構造 (36) と、前記トレッド (12) および前記ベルト構造 (36) の半径方向内方にあって、1対のサイドウォール構造 (20) 有するカーカス (30) と、一方のビードコア (26) が各サイドウォール構造 (20) 内にある1対の非伸長性ビードコア (26) とを有し、ビードコア (26) から反対側のビードコア (26) へ延びている少なくとも1つのプライ (38) であって、各折り返し端部 (32) がビードコア (26) の周りに巻き付けられ、かつ終端部 (33) へ半径方向外方に延びている1対の折り返し端部 (32) を有する少なくとも1つのプライ (38) と、一方の第1のインサート (42) が各サイドウォール構造 (20) 内の前記少なくとも1つのプライ (38) の半径方向内方にある1対の第1のインサート (42) と、一方の第2のインサート (46) が前記少なくとも1つのプライ (38) と各サイドウォール構造 (29) 内の前記折り返し端部 (32)との間に配置されている1対の第2のインサート (46) とを有するタイヤ (10) において、前記終端部 (33) が前記ベルト構造 (36) の下方にあることと、前記第2のインサート (46) が各サイドウォール構造 (20) 内の前記補強ベルト構造 (36) の下へ半径方向に延びていることと、を特徴とするタイヤ。
2. 前記第1および第2のインサート (42, 46) はエラストマ一性であり、該エラストマ一性の第2のインサート (46) は、該インサート (46) 内に埋め込まれ、かつ概ね半径方向を向いた短纖維 (82) をさらに有している、請求項1に記載のタイヤ。
3. 前記少なくとも1つのプライ (38) と各サイドウォール構造 (20) 内の前記ビードコア (26) の上方の前記折り返し端部 (32) との間に配置されたバイアスコード補強構造 (54, 70) を有している、請求項1に記載のタイヤ。